

市の人口と予算(2月1日現在)

人口・世帯()内は前月比/前年同月比	
合計	166,495人 (-1/+1,822)
男	83,006人 (+8/+927)
女	83,489人 (-9/+895)
世帯	66,404世帯(+28/+1,108)
予算	
一般会計	434億7,290万円
特別・企業会計	356億4,167万5千円

平成24年4月から、 資源ごみの出し方が 変わります。

☎リサイクル推進課 ☎7157-8250

資源ごみはすべて「集団回収」で回収します!

新聞や紙パックなどの紙類や缶、びん、布類など資源化できるごみには、これまで「行政回収」と「集団回収」の2通りの出し方がありました。回収量は行政回収3割、集団回収7割という割合になっていましたが、より利用しやすい行政サービスを目指し、4月からは回収量の多い「集団回収」に一本化して資源ごみの回収を行います。

流山市のごみの減量・資源化キャラクター「ケロクル」です。ごみはみんなの問題。一緒に取り組んでいこうね!



こんなメリットがあります

報償金の増加で
団体活動を活性化

地域の「つながり」を強化

集団回収では、資源ごみの量に応じて「報償金」が支給されることをご存知の方は多いと思います。単純に計算すれば、これまでの行政回収の分が報償金として増加することになります。報償金は団体の運営費にあてたり、地域のお祭りを催す費用など、団体によってさまざまな用途で使われています。

東日本大震災以来、地域のつながりの大切さが見直されています。集団回収は自治会などが行うリサイクル活動です。資源ごみの収集を通して地域にふれあいの輪が生まれ、コミュニティの強化・活性化につながります。

これまでの資源ごみ回収

行政回収

行政回収とは
流山市(行政)が家庭から出たごみを回収します。

家庭ごみ集積所

燃やすごみ	収集日 毎週 水・土 曜日
プラスチック類	収集日 毎週 火 曜日
資源ごみ、有害・危険ごみ	収集日 毎月第 2・4 木 曜日
燃やさないごみ	収集日 毎月第 1・3 火 曜日
ペットボトル	収集日 毎月第 2・4 火 曜日

●ごみは、当日の朝8時30分までにしてください。
●毎年年初(12月31日から1月3日)及び日曜は休みです。
流山市

集団回収

集団回収とは
地域のリサイクル団体(自治会、子ども会、老人会など)が、地域の各世帯の協力を得て行うリサイクル活動です。古紙、びん、缶、金属、布類などは良質な資源としてリサイクルされる資源ごみです。地域で集めた資源ごみは再生資源物回収業者が回収し、その後資源化する仕組みになっており、回収した量に応じて「報償金」が支払われます。



これからの資源ごみ回収

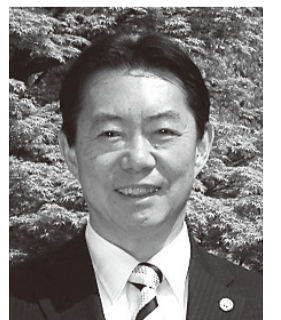
集団回収

集団回収に 一本化し、 「リサイクル ステーション」で回収



井崎義治市長からの メッセージ

資源ごみの集団回収で
地域活動を活性化させましょう



ごみ回収は、市民の皆様の生活に欠くことのできないもので、市が行う政策の中でも最も重要な事業の一つと考えています。今回、平成21年度策定の一般廃棄物処理基本計画のごみ減量・資源化施策の一つとして、資源ごみの集団回収への一本化を今年4月から実施することとなりました。回収方法の変更により、皆様の生活に支障を来たさないよう、その周知に万全を図るため、今号は資源ごみの集団回収を特集しました。本市の資源ごみ回収は、「集団回収」を補完するために、平成10年10月から「行政回収」を始めましたが、行政回収による資源ごみ回収量は全体の3割程度であり、約7割は集団回収によって回収されています。二つの回収方法があることは、市民の皆様から分りにくいところご指摘もあり、一本化することで効率化も図られます。また、集団回収への一本化は、リサイクル団体の資源ごみの収集活動や市から自治会等に支給される報償金の活用などを通して、地域コミュニティの活性化と市民のごみ減量・資源化の意識向上にもつながるものと考えます。積極的に集団回収を活用して、得られる報償金で団体の運営費を賄ったり地域のイベントを催すなど、地域活動が盛んになった事例は市内にたくさんあります。資源ごみを、「ごみ」ではなく「資源」として捉えていただき、皆様の地域でも大いに資源ごみの集団回収を広めて、地域活動に役立てていただきたいと思います。資源ごみの集団回収への一本化は、リサイクル団体はもちろんのこと、市民の皆様全員の協力が必要です。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

4月からの資源ごみの出し方 Q&A

Q 資源ごみの出し方は変わるの？

A 集団回収の出し方に統一されます。今まで集団回収を実施していた場合は、出し方に変更はありません。詳しくは3ページをご参照ください。

Q 「家庭ごみ集積所」(行政回収ステーション)にも資源ごみは出せるの？

A 出せません。「家庭ごみ集積所」ではなく、「リサイクルステーション」の看板のあるところに出してください。ただし、現在約9割が「家庭ごみ集積所」と「リサイクルステーション」を併設しています。また「家庭ごみ集積所」に「リサイクルステーション」を併設したい場合は、自治会内での調整後、集団回収業者と協議の上、市にご相談ください。



市内のごみ回収拠点の9割は、「家庭ごみ集積所」と「リサイクルステーション」を併設

Q これまで集団回収を行っていなかった地区が集団回収を始めるには、どうしたらいいの？

A リサイクル団体として市へ登録が必要です。自治会や集合住宅などの単位で手続きを行い、「リサイクルステーション」を設置します。

▼参加者を募ります

「代表者」「責任者」「会計」を決めます。

▼集団回収業者と協議

「回収日」「回収場所」などを決めます。

▼市へ登録

「申請書」「リサイクルステーションの位置図」を提出してください。

「ごみ」についてもっと知りたい…

ケロクルミーティングをご利用ください!



「ごみ出前講座」(ケロクルミーティング)とは、市民の皆さんの自治会などの会議に職員が参加し、地域のごみのお話から流山市の廃棄物行政、容器包装リサイクルといった国の施策までごみの問題についてご説明するとともに、市の職員と意見交換をしていただく場です。

この講座は一方的な説明会とは違い、皆さんの井戸端会議に職員が参加させていただくような形をとっていますので、お気軽にお申し込みください。

平成24年度からの「資源物収集の集団回収への一本化」、「プラスチックの収集区分の変更」について、ご不明な点などがあれば、ぜひご利用ください。

申し込み/電話でリサイクル推進課まで
☎リサイクル推進課 ☎7157-8250

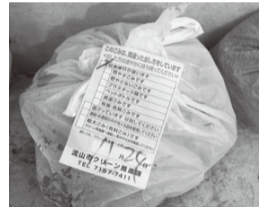


Q 資源ごみを出せる回数は？

A おおむね月に2回の回収となります。ただし、リサイクル団体(自治会など)で調整後、集団回収業者と直接交渉・協議して回収頻度を増やすことも可能です。

Q 集団回収の日に資源ごみでないごみが出ていたら？

A 回収しません。違反ステッカーを貼付しますので、改めて正しい方法で出してください。



違反ステッカーを貼られたごみ

Q だれでも集団回収に出せるの？

A 市民の皆さんは、排出ルールを守り決められた日に、お近くにある「リサイクルステーション」へ資源ごみを出してください。4月からは、資源ごみは「家庭ごみ集積所」(行政回収ステーション)では回収しません。「リサイクルステーション」の看板のある集積所へお願いします。

Q 仕事の都合で、集団回収日に資源ごみを出すことができないのですが…。

A 平成24年4月1日から、下記公共施設の「拠点回収場所」で出すことができます。回収品目は、自転車など大型のものを除く集団回収で扱う全品目です。

施設名	拠点回収場所	排出できる日時
文化会館	加1-16-2	月～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時～16時30分
南流山センター	南流山3-3-1	
東部公民館	名都借756-4	
初石公民館	西初石4-381-2	
江戸川台福祉会館	江戸川台東1-251	

Q 集団回収一本化はどうやって周知するの？

A 次の方法で周知を行います。

時期(予定)	周知方法
平成24年2月	・市ホームページに掲載 (集団回収一本化・プラスチック類分別の変更について)
	・新聞折り込み (平成24年度版「家庭ごみの正しい分け方・出し方」に資源ごみの出し方などを掲載)
	・集団回収一本化PR用リーフレットを自治会を通じて文書配布 (自治会加入世帯を対象)
3月中旬～下旬	・家庭ごみ集積所看板に集団回収一本化お知らせ文を貼付 ・集団回収一本化PR用リーフレットの市内全世帯ポスティング (市内全世帯を対象)

資源ごみの出し方

※詳しくは、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(平成24年度版)をご覧ください。

ルールを守って、ごみを資源化



古紙を回収する業者さん。再生される紙によって、使用される古紙の種類が違います。つまり、古紙の有効利用には正しい分別が不可欠です。



▶は出す時の注意点。

■**空き缶**(飲料用のアルミ缶・スチール缶、缶詰、お菓子の缶など)
▶容器はすすぐ。

■**紙パック**
▶中を洗って広げ、乾かしてからヒモで束ねる。



空きびん、空き缶はそれぞれ、市指定「ケロクル袋」(麻袋)に入れて出す

■**空きびん**(ビール・ジュース等飲料用びん、醤油等食料用びんなど)
▶キャップをはずし容器はすすぐ。



■**金属類**(自転車、なべ、やかんなど)
▶ケロクル袋に入れずにそのまま出す。小物は容器(できれば鉄製のもの)や袋などに入れて出す。

集団回収で資源化できるもの

■**段ボール**
▶段ボールのみをヒモで束ねる。



■**布類**(古着は着られる物、カーテン、シーツ、毛布、タオルケットなど)
▶ヒモで束ねる。

※布類は濡れると資源にできません。雨の日は出さないでください。

■**雑誌・雑紙(ざつがみ)**
▶雑誌、冊子、包装紙、空き箱などの厚紙を一緒に束ねる。

■**新聞紙・チラシ**
▶新聞紙と折り込みチラシのみをヒモで束ねる。

プラスチック類の分別、出し方については4ページをご覧ください。

資源ごみは貴重な資源。財産意識を持って自治会の活動にも役立てていきたい

インタビュー



高橋会長が回収業者に働きかけ、一昨年から回収回数が増えた。住民からは「重たい物を出すのは大変。資源ごみを出せる回数が増えて助かる」と好評だ



文化祭でのフリーマーケットの様子。こうした行事は憩いの場となるだけでなく、住民のコミュニケーションとして欠かせない機会

今問題なのは、資源ごみの「持ち去り」です。役員が見回っていますが1カ所で見張っていることができないため、あまり効果はありません。一番有効なのは、地域住民の複数の「目」です。資源ごみはごみではない。貴重な資源であり、報償金を生み出す財産なのだという意識を持っていただき、地域で資源ごみを見守る。こうした体制をつくっていくことが大切なのだと思います。

私どもの自治会では、資源ごみの回収は月平均22トン。報償金にすると年間約220万円にもなり、全自治会費の半分に相当し大変に助かっています。毎年夏祭りや11月の文化祭、敬老会などの催しを行い住民の方に喜んでいただいております。報償金が重要な資金源になっているという事です。しかし自治会館の建て替えなど将来のことを考えますと、もっと増やしたいというのが正直なところ。これからは自治会の広報紙で取り上げたり、回覧で回したりと、機会あるごとに住民の方々に協力を呼びかけていきます。

ごみの減量、資源化は、流山市民なら取り組んでいくべき問題だと思っております。なぜかと言いますと、ごみはお金を払って処理しているわけですから、その量が増えれば税金の増加につながります。このため市では資源ごみの集団回収を推進していて、集団回収で出した資源ごみについては、量に応じて報償金を支払ってくれます。つまり、ごみをごみではなく資源として出すことは、流山市のためにもなり、地球環境にも考慮し、報償金もいただける、一石二鳥にもなることなのです(笑)。



鯨ヶ崎団地自治会 高橋忠弘会長

回収業者の声

新聞、雑誌、ダンボールなどの紙類、布類などバラバラになってしまう物は、このように縛ってあると扱いが楽ですね。縛ってないと積むのに困ってしまうんですよ。また缶、ビンはすすいでいないと中身がこぼれたり、臭いが気になります。ご協力をお願いします。



鯨ヶ崎団地自治会では…

利用者間で自主コントロール

缶、ビンは「ケロクル袋」に入れて分別しますが、「ケロクル袋を管理するのが大変」という声がしばしば聞かれます。当番の人が早朝に出すのが一般的なようですが、鯨ヶ崎団地自治会ではリサイクルステーションに置き場を作り、最初にケロクル袋を使う人が出すというルールにしているそうです。回収後は、回収業者の方が元の置き場に戻してくれます。

ケロクル袋の置き場



住民の方の声

ごみは出す人の責任。分別して資源ごみに

毎回出すのは主に缶、新聞、雑誌、ダンボール。缶は中をすすいで、新聞やダンボールは種類ごとにヒモで束ねて出します。前は行政回収の方へも出していたのですが、自治会からのお知らせで集団回収に出すようになりました。ごみは出す人の責任。分別して資源ごみとして出すことが面倒ということはないですね。資源ごみの回収が集団回収に一本化されるのは、もちろん知っています。ごみを資源ごみに出すよう、さらに意識が浸透すればいいですね。

平成24年4月から、プラスチック類の分別方法が変わります。

問クリーン推進課 ☎7157-7411

4月1日から!



流山市では、プラスチック類の資源化の促進を図るため、平成15年4月から容器包装材のプラスチック(容リプラ)とその他プラスチック製品(その他プラ)の混合収集を開始し、クリーンセンター内で手選別を行ってきました。今年4月からは、さらなる資源化の向上と経費の軽減を図るため、プラスチック類の分別方法が変わります。どうぞご協力をお願いします。

これまで

【毎週1回○曜日に収集】

プラスチック類

■認定マークの付いている物



■その他プラスチック製品(文具・日用品など)



これから

【毎週1回○曜日に収集】

容器包装プラスチック類(容リプラ)

■認定マークの付いている物



【毎月第1・3○曜日に収集】

燃やさないごみ + その他プラスチック製品(その他プラ)

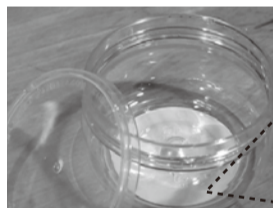


プラスチック製容器包装識別マーク

通称「認定マーク」と呼んでいます。プラスチック製の容器包装であることを示す表示です。分別の際の基準となります。



▶ 容器の汚れはふき取るか水ですすぐ



▶ 容器(包装類)の中身は使い切り、空にする



ごみの出し方

ご協力をお願いします

出し方

袋に入れる時は小分けにせず、1袋で出してください。機械を使って袋を破きますが、機械では中の袋を破くことができません。

良い例



悪い例

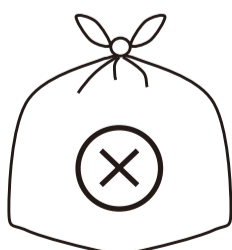


ごみ袋に表示

ごみ袋には「容器包装プラスチック類」には(♻️)、「燃やさないごみ+その他プラ」には(✖️)を油性マジックなどで書いてください。これは収集時に、袋の中身を判別しやすく、円滑に作業を行うためです。ご協力ください。



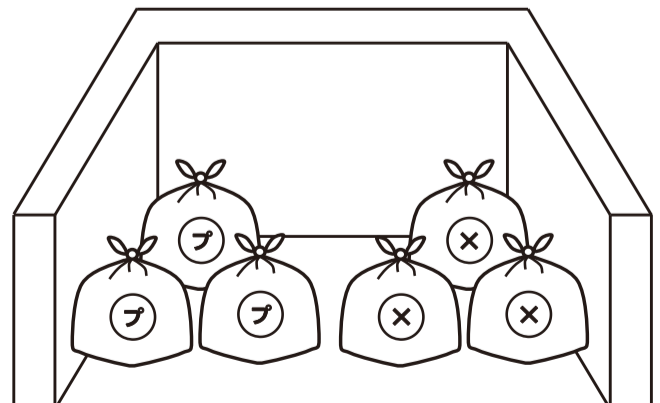
容器包装プラスチック類



燃やさないごみ+その他プラ

集積所では

ごみ集積所ではごみの取り残しをなくすため、「容器包装プラスチック類」と「燃やさないごみ+その他プラ」の場所を区分して、それぞれをまとめて置いてください。



「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(平成24年度版)を2月20日(月)の新聞折り込みで配布します。